

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小山町長

市町村名 (市町村コード)	小山町 (22344)
地域名 (地域内農業集落名)	棚頭 (棚頭)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (-)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

<p>本町では、各地区で基盤整備を行ってきたが、棚頭地区は未整備の農地が残され、大型機械の乗り入れが困難な状況であり、規模拡大や担い手への集積が困難となっている。また、水源から用水路は老朽化が進み漏水による水不足等が生じている。</p> <p>現本地区は令和4年度から基盤整備(区画整備)及び農業用水施設の整備を実施するとともに、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産性の向上を図る。</p> <p>【地域の基礎的データ】 主な作物: 水稻、山葵</p> <p>【多面的機能支払交付金活用地区】 棚頭営農資源保存会</p>
--

## (2) 地域における農業の将来の在り方

<p>基盤整備(区画整備)及び農業用水設備の整備を実施し、担い手へ75%以上集積できるよう調整する。</p> <p>また、多面的機能支払交付金を活用し、基盤整備(区画整備)終了後も地域全体で農地を維持できるよう仕組みづくりを行っていく。</p>
--

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
---

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、農業法人や認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を75%以上を目標に進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、基盤整備事業を進める中で段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和9年を目標に「県営経営体育成基盤整備事業(一般型(中山間))」を活用し約13haの農地の基盤整備を行う。</li> <li>・「県営経営体育成基盤整備事業(一般型(中山間))」終了後、耕作者と耕作地が効率的になるよう、農地の集約化(75%以上)を進める。</li> <li>・多面的機能支払交付金を活用し、現在の活動範囲を広域に広げることで地域全体で本地区の農地を守る取組みを進めていく。</li> </ul>
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJA、JA協同サービスと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者がいない農地が発生した場合、JA共同サービス等への農作業の委託の検討や調整を行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦「県営経営体育成基盤整備事業(一般型(中山間))」終了後、大きな法面管理を省力化するため、多面的機能支払交付金を活用し、センチピートグラスを法面に植付け、地域一体となって管理ができるように整備する。